

第六十四回帝國議會 衆議院

辯護士法改正法律案外一件委員會會議錄(速記)第六回

付託議案

辯護士法改正法律案(政府提出) 法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案(政府提出)

會議

昭和八年三月十六日(木曜日)午後零時九分

開議

出席委員左ノ如シ

委員長 星島 二郎君

理事小野寺 章君 理事山本 芳治君

理事一松 定吉君 理事作田高太郎君

磯部 尙君 牧野 賤男君

高橋 泰雄君 宮澤 清作君

松木 弘君 紅露 昭君

小林 錡君 武富 濟君

内藤 正剛君 横山金太郎君

井上 剛一君

出席政府委員左ノ如シ

司法政務次官 八並 武治君

司法省刑事局長 木村 尙達君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

内務書記官 大村 清一君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

辯護士法改正法律案(政府提出)

法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案(政府提出)

府提出)

○星島委員長 是ヨリ開會致シマス、都合ニ依リ午後一時迄休憩致シマス 午後零時十分休憩

午後一時五十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス、昨日小委員會ノ經過ノ中間報告ヲ致シ

マシタガ、唯第五條ノ第一號ノ問題ト、第五十五條ノ削除ノ問題ガ懸案ノ儘殘ッテ居

リマシタ、兩條トモ修正スベシトノ意見ガ甚ダ強クアッタノデアリマスケレドモ、第五

條ノ第一號ノ修正ヲ是非共通セト云フ強イ主張ノ爲ニ、第五十五條ハ、本案ヲ通過サ

ス熱心ノ爲ニ修正セザルコト、ナリマシ

タ、其他ノ條文ニ付キマシテハ、字句ノ修正、例ヘバ繰下トナッタ箇條ノ爲ニ、自然數字ガ變ッテ參リマシタ、其邊ハ印刷ニ致シ

テ、只今御手許ニ配付致シマスカラ、ソレニ依ッテ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、小委員會ノ經過竝ニ結果ニ付キマシテハ、以上

ノ通りデアリマス

尙ホ修正ノ結果、昨日申上ゲマセヌデシ

タガ、附則ノ中デ、附則第三項ノ「又ハ」

ノ次ニ「一年以上ノ」ヲ入レ、「之ヲ」ノ次ニ「懲役又ハ一年以上ノ」ヲ入レ、「禁錮」以下「以上ノ刑」ノ字句ヲ削ルコトニナリマシタ

○小野寺委員 此際政府ニ御確メヲ致シテ置キタイ點ガ二ツアルノデアリマス、其一

ハ辯護士法ト、法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律トヲ、二ツニ分ケテ規定サレルコト

ニナッタノデアリマスルガ、元來法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ハ、辯護士法ノ内

容ヲ成スベキモノデアルト吾々ハ考ヘテ居

ルノデアリマス、然ルニ特ニ之ヲ御分ケニ

ナツタコトニ對シマシテ、多少危懼ノ念ヲ有ッテ居ルノデアリマス、其譯ハ是ガ法律事

務取扱ノ取締ニ關スル法律案ヲ分離セラレ

テ、單行法ト致サレタ結果ト致シマシテ、單純ニ此法律其物ヲ目標トシテ、所謂三百

代言ナル者ガ此法律ノ延期ヲ策シテ、色々ノ策動ヲ致スニ相違ナイト思フノデアリマス、是ガ若シ辯護士法ノ内容ヲ成スモノニ

ヌノデアリマスカラ、自然問題ガ大キクナ

テ、延期ガ不可能トナルト考ヘルノデアリ

マス、ソコデ吾々ハ辯護士法ト同一ノ運命

ニ取扱ハルベキ此法律事務取扱ノ取締ニ關

スル法律ハ、辯護士法施行期日タル昭和十

一年四月一日、是ハ矢張同法律モ同時ニ

施行サレルコトニ相成ルノデアリマスカ、

兩方トモ延期シナイ、必ズ實行スルト云フ

コトノ御言明ヲ得タイト云フ考デアリマ

ス

モウ一ツハ法律事務取扱ノ取締ニ關スル

法律案中ノ第一條ノ但書デアリマスカ、正

當ノ業務ニ附隨シテ爲ス場合ハ此ノ限ニ在

ラズト云フ文句ガアリマス、正當ノ業務ニ

附隨シテ之ヲ爲ストハ如何ナルコトデア

ルカ、疑義ガアルノデアリマス、即チ與信所

ノ如キモノガ債權ノ取立、仲裁、和解等ヲ

盛ニ今日ヤッテ居ル、主觀的ニ見タナラバ、

自分ハ正當ノ業務ヲヤッテ居ルノダ、併ナガ

ラソレニ附隨シテ是モ仕事ノ序ニヤッテ居

ルノダ、矢張是ハ附隨ダ、或ハ信託會社デ

モサウ云フコトガアリマセウ、色々ナ意味

ニ於テ此解釋ノ仕様ニ依リマシテハ、正當

ノ業務ニ附隨ト云フコトハ非常ナ廣イ意味ニ解サレテ、本法ノ制定ノ趣旨ヲ没却スルヤウニ相成ルト思フノデアリマス、ソレ故ニ此範圍ヲ此際解釋上明確ニシテ置クコトガ必要デアラウト思ヒマス、其點ニ關シテ政府ノ解釋ヲ此際御聲明アラシコトヲ望ムノデアリマス、是ダケヲ御確メ致シテ置キマス

○八並政府委員 只今御質問ニナリマシタ

第一點ニ付キマシテハ、私ヨリ御答ヲ致シタイト思ヒマス、第二點ハ解釋ノ問題デアリマスルカラシテ、木村刑事局長ヨリ御答スルコトノ方宜シイカト存ジマスカラ、左様致シタイト存ジマス、只今ノ御質問ノ第一點ハ此度辯護士法ノ改正ヲ行フニ付テ、ソレニ附隨ヲ致シテ居ル所ノ法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案、此二ツノ法案ニナッテ居ルノデアアルガ、法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ハ、所謂非辯護士ヲ取締ルコトガ主トナッテ居ルノデアリマスガ、此法律ガ運動ヤ、其他ノコトニ依ッテ、本體ヲ成ス所ノ辯護士法ト分離サレテ施行サレルヤウナコトガアッタナラバ、洵ニ宜シクナイ、政府ハ必ず此二ツノ法律案ヲ殆ド同一體ト見テ、一方ダケヲ延期スルコトハナイデアラウト思フガ、此際ナイト云フコトヲ

言明ヲシテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ御質問デアッタト考ヘテ居リマス、御承知ノ通り法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ヲ提出スル少シ以前ニ於テハ、非辯護士ノ轉業期間ヲ或ハ五年ニスルトカ、三年ニスルトカ云フコトヲ法文中ニ書イタコトモアルノデアリマス、其時ニ於テ三年ト云フ年期ヲ法文中ニ書イテ置クナラバ、又運動其他ニ依ッテ此單行法ダケガ引離サレル虞ガアル、サウ云フヤウナ色々ナ説モ行ハレタノデアリマシテ、又有力ナ方ガ御出ニナッテ、ドウモ是デハ運動ノ餘地ガアルト云フヤウナ忠言ヲ戴イタコトモアルノデアリマス、吾々ハ決シテ三年ト云フコトヲ文句中ニ書イテ居テモ、是ダケヲ辯護士法ト引離シテ、運動ニ依ッテ延期スルト云フ考ハ、絕對ニナイノデアリマスケレドモ、サウ云フ疑ヲ挾ム餘地ガアルト云フコトノ御忠言ニ從テ、其三年ノ轉業期間トモ見ルベキ文字ヲ全然削ッタノデアリマス、而シテ辯護士法ノ附則ト致シテ「本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」ト書イテアリマスシ、又法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律ト云フモノニモ、附則トシテ同ジク「本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」ト云フ風ニ、ハッキリ施行スル期日ヲ法律ノ上ニ現ハ

シタノデアリマス、此法律ノ上ニ現ハレタト云フコトハ、只今申シマシタヤウナ疑ガアッタノデアリマスカラ、其疑ヲ避ケル爲ニ、ハッキリ茲ニ其期日ヲ指定シテ、法律ト致シタノデアリマス、若シ假ニ勅令デアリマスナラバ、サウ云フ疑ガ相當ニ挾マル、コトデアラウト思ヒマスガ、勅令ハ特ニ避ケテ、法律ノ中ニ其施行期日ヲ二ツノ法律ガ全然同一期ニ指定シテアルト云フコトヲ現ハス爲ニ、實ハ苦心ヲ致シタノデアリマス、サウ云フ次第デアリマスルカラシテ、本法デアリマス所ノ辯護士法ハズン、先ニ進ンデ行キ、其附隨トモ云フベキ法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律ダケガ延ビ延ビニナルト云フコトハ、現在ニ於テ全然考ヘテ居リマセス、又政府トシテモ之ヲ引離シテ延期スベキ性質ノモノデハナイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、故ニ御質問ノ疑ノ點ハ全然ナイ、言ヒ換ヘレバ政府ハ一方ヲ離シテ延期スルト云フ觀念ハ、全然ナイト云フコトヲ此場合言明ヲ致シマス

○木村政府委員 只今ノ第二ノ問題ニ付テ

御説明ヲ致シマス、此法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ノ第一條ニ所謂正當ノ業務ニ附隨シテト云フコトガ書イテアリマスガ、此意義ハ、例ヘバ信託會社ガ、信託業法

ノ第五條ニ據ッテ兼業シテ居ル不動産賣買ノ媒介、或ハ金錢若クハ不動産ノ貸借ノ媒介、或ハ財産ノ管理、處分、貸借、又ハ債權ノ取立ノ代理事務ヲ營ムコトガ出來ルコトニナッテ居リマス、又貯蓄銀行モ、同貯蓄銀行法ノ第五條デ、債權ノ取立ヲ營ミ得ルト云フコトニナッテ居リマス、ソレデ此正當ノ業務ト云フノハ、是等ノモノヲ意味スルモノト御解釋ヲ願ヒタウゴザイマス、サウシテ是等ノ正當ナル業務ノ順當ナ遂行ヲ期シマスルニハ、本人ノ意見ニ基キテ、或ル一定ノ範圍内ニ於テハ、或ハ債權額ヲ少シ變更スルトカ、或ハ返済期ヲ延バシテ見ルトカ、或ハ家賃トカ、地代ヲ増減スルトカ、是等ノ行爲ヲ爲ス必要ガ當然生レテ來ルト思ヒマス、然ルニ若シ是等ノ行爲ノ總テヲ全ク禁遏シテシマウト致シマスレバ、遂ニハ正當ノ業務ノ遂行ヲ非常ニ困難ナラシメルノデアリマス、ソレデ是等ノ附隨シタ行爲ガ、其當時ノ社會ノ通念上、正當業務ノ遂行上已ムヲ得ザルモノト認メマスル限りハ、ドウモ是ハ許サネバナナルマイト云フ趣旨デ、正當ノ業務ニ附隨シタコトハ此限りニ在ラズト云フ但書ヲ入レタ所以デアリマス、今小野寺サンノ仰シヤイマシタ興信所ガ第一條ノヤウナ事ヲヤッテ居ルト云フコ

ト云フコトハ、只今申シマシタヤウナ疑ガアッタノデアリマスカラ、其疑ヲ避ケル爲ニ、ハッキリ茲ニ其期日ヲ指定シテ、法律ト致シタノデアリマス、若シ假ニ勅令デアリマスナラバ、サウ云フ疑ガ相當ニ挾マル、コトデアラウト思ヒマスガ、勅令ハ特ニ避ケテ、法律ノ中ニ其施行期日ヲ二ツノ法律ガ全然同一期ニ指定シテアルト云フコトヲ現ハス爲ニ、實ハ苦心ヲ致シタノデアリマス、サウ云フ次第デアリマスルカラシテ、本法デアリマス所ノ辯護士法ハズン、先ニ進ンデ行キ、其附隨トモ云フベキ法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律ダケガ延ビ延ビニナルト云フコトハ、現在ニ於テ全然考ヘテ居リマセス、又政府トシテモ之ヲ引離シテ延期スベキ性質ノモノデハナイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、故ニ御質問ノ疑ノ點ハ全然ナイ、言ヒ換ヘレバ政府ハ一方ヲ離シテ延期スルト云フ觀念ハ、全然ナイト云フコトヲ此場合言明ヲ致シマス

トデアリマスガ、事情ヲ知りマセヌガ、假ニサウ云フモノガ出来ルモノトスレバ、ソレハ興信業トハ全く懸離レタモノデ、少シモ其事業遂行ニ切離シノ出来ナイ仕事ト認メラレマセヌカラ、サウ云フ場合ハ、當然此第一條ニ依ッテ禁止セラレルモノト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○星島委員長 昨日中間報告ヲ致シマシタノデ、大體終ッテ居リマスケレドモ、刷物ガ出来マシタカラ、之ヲ此儘速記録ニ止メルコトニ致シタイト思ヒマスガ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○星島委員長 便宜上サウ取計ヒタイト思ヒマス

○武富委員 只今ノ木村政府委員ノ御答デアリマスガ、信託業ノ外ニ豫想サレテ居ラヌノデアリマスガ、唯正當ノ業務ニ附隨スルト云フ抽象的ノ文字ニナルト、許サレテ居ル業務ガ正當デアレバ、事實上ソレニ附隨スルト云フヤウナコトハ、ヤッテモ宜イノダト云フ疑フ普通ノ人ハ有ツドラウト思ヒマス、信託業法竝ニ貯蓄銀行法デ其業務ニ關係シタモノ、ミト、斯ウ云フノデスカ、其他ニ例ガアルノデスカ、ナイノデスカ、其點ヲ伺ッテ置キタイ

○木村政府委員 信託業法ノ第五條、或ハ貯蓄銀行法ノ第五條ニ掲ゲテアリマス、今申上ゲタヤウナ種類ノコトハ、矢張個人トシテモヤルコトガアルト思ヒマス、例ヘバ土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基イテ出テ來ル正當ノ業務ハアルト思ヒマス、唯其業務ヲ遂行スル上ニ於テ是非ガ非デモ、ソレガ無クンバ遂行ガ出来ナイト云フヤウナ場合ノミガ附隨シテ居ル、サウ云フ風ニ解釋シテ居リマス、今ノ興信業ノヤウナモノハ全く懸離レタ問題デ、興信業ノ事務ガ許サレテ居ルカラ、隨ッテ整理、仲裁、和解モシテ宜イト云フ、廣イ意味ニ解スベカラザルモノデアアルコトハ當然ノコト、考ヘテ居リマス

○武富委員 差配ノ例ガ出マシタガ、其他ニハ何ニモ例ハゴザイマセヌカ

○木村政府委員 差配業、其他債權ノ取立ナドモ貯蓄銀行法ニ許サレテ居リマス、其他一々記憶シテ居リマセヌガ……

○武富委員 政府委員デサヘ其點ハ分ラヌト云フ位デスカラ、吾々ニモ分ラヌノハ當然デ、況シテ一般ノ人ニ正當ノ業務ニ附隨シタト云フコトガ分ル筈ガアリマセヌ、貯蓄

銀行法、信託業法、差配、此三ツシカ舉ゲラレナイデ、其他ハ分ラヌ、サウスルト許サレタ業務デアッテ、ソレニ附隨シテ居ルカラト云フ主張ハ、幾ラデモ出来ルヤウナ恰好ノ場合ヲ想像スルコトガ出来ル、サウ云フ譯ノ分ラヌ條文デアリマス、分ルヤウナ條文ニシナケレバナラヌ、分ルヤウニスルニハ、法令ニ定メタルモノハ此限りニ在ラズトカ、或ハ列擧スルトカ、正當ノ業務ニ不可分のモノ、ソレヲヤラナケレバ正當ノ業務ノ遂行ガ出来ヌト云フ内容ヲ成シテ居ル場合トカ、何トカシタイト、正當ノ業務ニ附隨ト云フ字句ハ、非常ニ廣汎ニナリマシテ、直接ニ附隨シテ居ッテモ附隨、間接ニ附隨シテ居ッテモ附隨ト云フヤウナ漠然タル法律ヲ定メテ置イタノデハ、將來疑義ガ生ジテ解決ニ苦シム、此委員會ニ於テ木村政府委員ガサウ言ハレタカラト云ッテ、一般ノ解釋ニビッター來ヌト問題ヲ貽ス處ガアリマスカラ、此點ハ一ツ政府委員ニ於テモ、モウ少シ御考究願ッテ、事重大デアリマスカラ、實際ノ例ハ僅カ三ツデアッテ、其外ハ分ラヌ、分ラヌ儘ニ付シテ行クト云フコトハ、容易ナラヌ結果ヲ生ズルト考ヘマス、政府委員ノ御考ヲモウ一遍承ッテ置キタイ

○木村政府委員 只今舉ゲマシタヤウナ事

實ヲ類推シテ考ヘル以外ニハ方法ハナイト考ヘマス、ソコデ正當ノ業務ト云フコトニナリマス、大體法令ニ基クカ、或ハ官廳ノ認可、許可ニ基ク業務ダト、抽象的ニサウ申上ゲル以外ニ方法ハナイト思ヒマス、問題ハ附隨ト云フコトダト思ヒマス、其附隨ト云フ言葉ハ、其正當ノ業務其モノヲ遂行スル上ニ於テ、其當時ノ社會ノ通念上、或ハ本人ノ代理トナリ、或ハ一寸シタ和解ヲスルトカ、或ハ仲裁ヲスルトカ云フコトヲ爲サナケレバ、其正當ノ業務遂行ト云フコトハ非常ニ困難ニナル、サウ云フ場合ガ即チ附隨シタ行爲カト思フノデアリマス、ソコデ若シ其行爲ヲ爲サナクテモ、正當ノ業務ノ遂行ニ少シモ影響ノナイ場合ハ、無論此一條デ禁遏サル、モノト考ヘテ居リマス、矢張類推シテ考ヘルヨリ仕方ガナイ、正當ノ業務ト云フノハサウ云フモノダト思ヒマス

○武富委員 此委員會ノ席上デハ分ッテ居ルノデアリマス、木村サンガ仰シヤルコトモ分ッテ居ル、ソレハ法律家デアッテ専門ノ人間ダカラ分ッテ居ル、所ガ一般ノ社會ノ人カラ申シマスルト、正當ノ業務ニ従事シテ居ル人間デモ附隨シテ居ルカラ、一々ツレハ司法省ガ取縮ル譯ニモ參リマセヌシ、

ソレヲ取消スト云フコトモ關係者トシテ面

倒デアリマシテ、容易ナラヌ結果ニナリマス

カラ、モウ少シ何トカ旨イ文句ニデモ考ヘ

直シテ戴イテ、疑ノナイヤウニスル譯ニハ行

キマセヌカ、正當ノ業務ニ附隨スル、例ヘ

バ公ノ周旋所ガ許サレテ居ル、是ハ官廳ノ

許可ヲ得テヤッテ居ルガ、公衆ノ業デアルカ

ラ附隨シテ居ルコトニナリマス、或ル程

度ノコトヲシテモ差支ナイヤウニ本人モ思

ウシ、世間モ認メルシ、取締ガ困難デアリ

マス、事實ハ附隨デセウケレドモ、モット直

接ニ附隨シテ居ル事柄デアッテ、其業務ノ内

容ヲ成シテ居ル事柄デアルト云フコトヲ、

直チニ明ニ認メルコトガ出來ルヤウナ法文

デモ案出下サル餘地ハナイモノデアリマセ

ウカ、他ニ御考慮ノ餘地ナシト云フコトニ

ナリマス、モウ一遍伺ヒタイト思ヒマ

ス

○木村政府委員 此但書ハ實ハ司法省ニ設

ケラレマシタ委員會デモ總テノ人ガ腦漿ヲ

搾リマシテ、今申上ゲマシタヤウナ内容ヲ

現ハス文字トシテハ、此但書以外ニハナカ

ラウ、サウ云フコト決定シタノデアリマ

シテ、ドウモ是レ以上ニハッキリシタ文字ト

云フモノハ今ノ所困難デハナイカト考ヘテ

居リマス

○作田委員 一寸議事進行ニ付テ申上ゲマ

ス、今武富サンノ御質問モ頗ル有意義ノ御

質問デアリマスガ、實ハ御承知ノ通り、委

員會カラ小委員ヲ設ケ、小委員ノ修正案モ

提案ニナッテ居ルノデアリマシテ、私ハ委員

長ニ希望ヲ致シテ置クノデアリマスガ、此

際修正案ニ對シテ政府ノ意見ヲ御求メ下サ

レバ、茲ニ大體小委員會案ト云フモノガ上

ルノデアリマスカラ、ソレニ付テハ成ベク

早イコトヲ希望致シマスガ、重要ナ質疑ハ

御許シナリ、サウシテ採決ニ御進ミニナ

ルヤウニ御進行願ヒタイ

○星島委員長 ソレデハ皆様ニ御諮リシマ

スガ、實ハ逐條的ニ一々疑義ヲ質シテ行ケ

バ實際ガナイノデ、其爲ニ逐條的ニスルコ

トハ控ヘマシテ、小委員會ガ設ケラレ、サ

ウシテ小委員ノ審議ニ委セラレタノデアリ

マス、其結果小委員會ノ經過及ビ結果ヲ先

般御報告致シタヤウナ次第デアリマシテ、

此席デ一々ヤラレルコトハ此審議ニ甚ダ困

ル次第デアリマス、併シ御主張ノ點ハ洵ニ

御尤ト思ヒマスガ、ソレハ練リニ練ッテ先

程ノヤウニ妥協シタ譯デアリマス

○武富委員 病氣デ缺席シテ居ッテ、最後ノ

一日ニ出テ餘リ論ズルコトハ皆様ニ御迷惑

デアリマセウガ、事重大デアリマスカラ伺ッ

テ置クノデアリマス、附隨ト云フノゴドウ

シテモ頭ニビツタリト來ナイノデアリマス、

事重大デアルカラ、又小委員會ヲ開イテモ

差支ナイ、例ヘバ正當ノ業務ニ直接附隨シ

タルモノト云フ風ニ、「直接」ト云フ二字ヲ

入レ、バ疑ハナクナルヤウニ考ヘマスガ、

政府委員ハドウ御考ニナリマス、サウ云

フ事ヲ入レヌデモ分ッテ居ルト云フ御考デ

アルナラバ、委員會全體ガサウ云フ御考ナ

ラバ是レ以上ハ論ジマセヌ、「直接」ト云フ

文字ヲ入レ、バビツタリ分ルト思ヒマス、此

點ニ付テ御考慮ノ餘地ガアリマス、カドウ

カ、最後ニ政府委員ノ御意見ヲ確メテ置キ

タイト思ヒマス

○木村政府委員 政府トシマシテハ此法案

ノ立案ノ趣旨カラ見マシテモ、此法案通り

デ武富サンノ仰シヤルヤウナ趣旨ニ十分解

釋出來ルグラウト云フ考デアリマス

○星島委員長 先程御報告致シマシタ小委

員會ノ修正條項ノ文字ヲ一、二修正シタイ

ト思ヒマス、第二十一條中但書ノ次ニ但シ

「他」ト云フ字ガ落チテ居リマス、ソレカ

ラ「第二十一條ヲ第二十二條トシ」ノ「ト

シ」ヲ削リ、「ニ改メ」トシ、ソレカラ「第四十

九條第一項中トアル其「中」ヲ取ル、先程

作田委員ヨリ御尋ガアリマシタガ、此際此

修正條項ニ付キマシテ、政府ノ同意アルヤ

否ヤヲ確メタイト思ヒマス、小委員會ニ於

キマシテハ司法大臣ノ意ノアル所ハ聽キマ

シタケレドモ、茲ニ正式ニ政府ノ意見ヲ發

表願ヒタイト思ヒマス

○紅露委員 其前ニ一寸一言伺ッテ置キタ

イ、第二十一條ノ但書ヲ司法省ハ御入レニナ

ルト云フ御話デアリマスガ、但書ニ「但シ

法令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラ

ズ」法令ト云フコトニナリマス、勅令其

他ノ命令モ總テ含ムヤウニ考ヘマスガ、其

點ノ御解釋ハ如何デスカ

○八並政府委員 其通りデアリマス——只

今小委員會ニ於テ御決定ニナリマシタ修正

案ヲ拜見致シマシタガ、其初メニアリマス

ル「第五條第一號ヲ左ノ如ク改ム、一徵役

又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者」斯

ウ云フ記載ガアルノデアリマス、此點

ニ付テハ政府ハ反對ノ意ヲ表スルノデアリ

マス、其理由ヲ簡單ニ申述ベマス、第五條ハ

此辯護士法改正ニ於キマシテモ、重大ナ條

項デアリマシテ、辯護士ノ品位向上ヲ圖リ、

社會ノ信用ヲ維持スルト云フコトニナレ

バ、相當ノ方デナケレバナラヌコトハ無論

ノコトデアリマス、禁錮以上ノ刑ニ處

セラレタ方ガ、其儘其地位ニ居ルト云フコ

トハ如何ガナモノデアラウカト云フコトモ
一ツ考ヘラレル重點デアリマスガ、尙ホ最
モ重大ナル問題ハ辯護士ノ所謂試験ヲ受ケ
ル資格デアリマス、辯護士ノ試験ヲ受ケル資
格ヲ見マスルト云フト、皆禁錮以上ノ刑ニ
處セラレタル方ハ受ケルコトガ出來ナイ、
即チ受験資格ガナイデアリマス、受験資
格ナキ人ガ試験ヲ受ケタ後ニ於テハ、禁錮
ニ處セラレテモ宜イ、斯ウ云フヤウナコト
デアリマスルト云フト、全然釣合ト云フモ
ノガソコニ減却サレルノデアリマス、受験
資格ノ點ニ付テハ、澤山ノ辯護士以外ノ問
題モアリマスルガ、高等試験令ノ第三條ト
カ、普通試験令第五條トカ、或ハ巡查ノ試
験ヲスルコトデサヘ禁錮以上ニ處セラレタ
ル方ハ受験資格ガナイト決定サレテ居ルノ
デアリマス、サウ云フ次第デアリマスカ
ラ、受験ヲスル資格ハナイノデアル、併ナ
ガラ辯護士ニナッタ後デアレバ禁錮以上ニ
處セラレテモ、ソレハ何等差支ナイト云フ
コトハ、ドウシテモ今日ノ法制ノ建前ノ上
カラ行ッテ辯解ノ餘地ハナカラウト政府ニ
於テハ考ヘテ居ルノデアリマス、先程一寸
一言申シマシタ通りニ、辯護士法ノ全體ノ
建前ト云フモノガ、辯護士ノ品位ヲ重シ、
社會ノ信用ヲ保持スルト云フコトガ今度ノ

改正ノ一眼目ニモナッテ居ルヤウナ次第デ
アリマスルカラ、此改正ニハ政府トシテハ
如何ニ考ヘマシテモ、御同意ヲ申シ兼ネル
ト云フコトヲ此處ニ申上ゲル次第デアリマ
ス、ソレカラ其後ニ澤山ノ條項ガアリマス
ルガ、是ハ昨日ノ小委員會ニ於テモ懇談的
ニ一項々々ニ付テ、實ハ熟談ヲ申上ゲタノ
デアリマス、其熟談ノ結果實ハ政府ニ於テ
モ、御同意ヲ申上ゲタノデアリマス、併シ
御同意ヲ申上ゲタコトニ付キマシテモ、實
ハ一言申上ゲタクチャナラヌコトハ、此澤
山ノ修正ノ點ニ付キマシテハ、政府トシテ
モ實ハ非常ニ苦シイ所ガアルノデアリマ
ス、原案ヲ飽迄モ支持致シタイト云フ點ガ
澤山アルノデアリマスガ、長イ間ノ懸案デ
アリマスル所ノ辯護士法ガ提出サレタノデ
アリマスカラ、政府ニ於テモ忍ブダケハ
忍ンデ、先ヅ大ナル所ノ缺點ガナイナラ
バ、此案ヲ本會議ニ於テ早ク上程ヲ願フデ、
兩院ノ協賛ヲ經テ、本年ハドウカ之ヲ公布
致シタイト云フ衷情ノ上カラ致シマシテ、
忍ブベカラザル點マデモ實ハ忍ンデ、御同
意ヲ申上ゲタノデアリマスカラ、ドウカ其
點ヲ委員諸君ニ於テモ、御諒承ヲ御願致ス
次第デアリマス

ノデアリマス、今紅露君ノ御聽キシタコト
ニ關聯シテ、アリマスガ、多分紅露君ノ意
味ハ私ノ聽キタイヤウナコトデアラウト思
フノデアリマスガ、此二十一條ノ但書ノ他
ノ法令ト云フコトニナレバ、法律及命令ヲ
含ムコトニナルノデアリマスルガ、實ハ最
初「法律」ニト云フ積リデ居ッタノデアリマ
スガ、「法令」ト云フコトニナッテ居ルノデ、
今更仕方アリマセヌガ、勅令、省令デ折角二
十一條ニ與ヘラレタ權利ト云フモノガ蹂躪
ト云フカ、非常ニ危クナルト云フ虞ヲ持ッ
テ居ルモノガ澤山アルノデアリマス、「令」
ト云フコトノ適用ハドウ云フ場合ヲ豫想シ
テ御考ニナッテ居ルカト云フコトヲ御聽キ
シテ置キタイト思ヒマス

士法ガ通過スルコトニナリマスレバ、第四
章ニ於キマシテ、辯護士會ハ法人トスト云
フ規定ガ通ル譯デアリマス、法人ト云フモ
ノハ政府ノ解釋ニ依リマスレバ、公法人ト
云フ意味ニナルノデアリマスルガ、然ル場
合ハ辯護士會所有ノ不動産等ニ付キマシ
テ、免稅ノ行ハレルコト、思ヒマスルガ、
其點ニ付キマシテ當局ノ御言明ヲ得タイト
思ヒマス——内務省財務課長大村清一君

○大村内務書記官 政府委員ガ一寸差支ヘ
テ居リマスノデ、私代理デ答辯サンテ戴キ
タイト思フノデアリマス、只今委員長カラ
御確メニナリマシタ點ニ付キマシテハ、實
ハ市制ノ百二十一條第三項ニ於キマシテ
「國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用
ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ市稅
ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使
用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ
限ニ在ラス」ト云フ明文ガアルノデアリマ
ス、是下同様ノ明文ガ町村制ノ方ニモゴザイ
マス、從ッテ公共團體ニ對シマシテハ課稅ヲ
——市稅、町村稅ヲ課ケナイト云フ建前ニ
相成ッテ居リマス、更ニ此規定ハ府縣稅ノ方
ニモ準用ニ相成ッテ居リマス、ソレデアリマ
スカラ、府縣稅モ免稅ニナッテ居ル譯デアリ
マス、所デ此公共團體ニ辯護士會ガ當ルカ

○作田委員 一寸一點質疑ヲシテ置キタイト

○木村政府委員 作田サンノ御質疑ニ御答
致シマス、法令ト云フコトヲ字義通りニ解
釋致シマスレバ、矢張勅令省令等モ入ルモ
ノト思ヒマスルガ、現在ニ於テ省令勅令ト
云フヤウナモノデ辯護士ノ此問題ニ對スル
權利ヲ否認シテ居ルヤウナ事例ハ一ツモア
リマセヌ、將來ニ於キマシテモ法律ニ態々
認メテアルノニ、異々々勅令ヤ省令ノ出ルヤ
ウナコトハ絕對ナイモノト認メテ居リマス

○星島委員長 此機會ニ私ヨリ内務當局ニ
一言釋明ヲ求メタイト思ヒマス、今回辯護

當ラナイカト云フ點ニ付キマシテハ、從來ノ辯護士法ニ付キマシテハ、法人ト云フコトガ明記サレテナカタノデアリマスカラ、多少議論ガゴザイマシタガ、辯護士會モ從來公共團體ニ屬スルモノト云フヤウニ取

員會ニ於キマシテ修正シタル通り、本委員會ニ於キマシテ全會一致ヲ以テ可決確定致シマシタ、——續イテ法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ニ付キマシテ審議致シタイト思ヒマス

拔ッテ居ッタノデアリマス、今回ノ辯護士法ニ依リマス、法人ト云フコトモ明記致サレマシタノデゴザイマスカラ、其點ニ對スル疑義ハ一屏明ニ除却サレタト云フヤウニ考ヘテ居リマス、隨テ辯護士會ガ只今讀上

委員會ニ於テ御懇談ニナツタ點ニ付キマシテ、只今修正案トシテ御提出ニ相成ッタノデアリマスルガ、此點ニ付テハ同意ヲ表シマス

○小野寺委員 質疑ハ此程度デ打切りマシテ討論ヲ省略致シマシテ、可決セラレンコトヲ望ミマス

○小野寺委員 本案ハ質問モナシ、又討論ノ必要モナイト思ヒマスカラ、之ヲ省略致シマシテ可決セラレンコトヲ望ミマス

○星島委員長 小野寺君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○星島委員長 小野寺君ノ御動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○星島委員長 御異議ナイト認メマス、就キマシテハ、小委員會ニ依ッテ決定シタル、先刻御報告シマシタ修正案ニ付テ決定致シ

○星島委員長 御異議ナイモノト認メマス、仍テ修正通り可決確定致シマシタ、是デ散會致シマス

タル以外ノ點ハ其儘デアリマシテ、ソレニ付テ御異議ノナイ方ハ起立ヲ願ヒマス

午後二時四十四分散會

〔贊成者起立〕

〔參照〕

○星島委員長 起立全員、即チ本案ハ小委

辯護士法改正法律案中左ノ通修正ス

レタル者

同條第二號中「三年」ヲ「二年」ニ改ム

第六條第二項中「第二十二條乃至第二十五條」ヲ「第二十三條乃至第二十六條」ニ改ム

第十五條第六號ヲ左ノ如ク改ム

六 總會ノ決議ニ因リ辯護士會解散シタルトキ

第十八條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ他ノ辯護士事務所ニ於テ共同シテ

執務スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十一條 辯護士又ハ辯護士タリシ者

ハ其ノ職務上知得シタル祕密ヲ保持ス

ル權利ヲ有シ義務ヲ負フ但シ他ノ法令

ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

ズ

第二十一條ヲ第二十二條ニ改メ以下順次

繰下グ

第二十六條第一項中「帝國議會」ノ下ニ

「若ハ地方議會ノ」ヲ加ヘ同條第二項中

「役員」ヲ「業務執行社員、取締役」ニ改ム

第三十四條中「第三十條」ヲ「第三十一條」ニ改ム

第三十八條第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號

ニ改メ以下順次繰上グ

第四十四條中「停止シ又ハ辯護士會ノ解散ヲ命ズル」ヲ「停止スル」ニ改ム

第四十七條中「第三十一條」ヲ「第三十二條」ニ改ム

第四十九條第一項第三號ヲ削ル

第五十條中「又ハ之ニ解散ヲ命ジ」ヲ削ル

附則第三項ヲ左ノ如ク改ム

舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ一年以上ノ禁錮ニ

處セラレタル者ハ第五條ノ規定ノ適用ニ

付テハ之ヲ懲役又ハ一年以上ノ禁錮ニ處

セラレタル者ト看做ス

法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案中左

ノ通修正ス

第一條中「紛議ニ關シ」ノ下ニ「鑑定、」

ヲ加フ

第三條 辯護士ニ非ザル者ハ利益ヲ得ル

目的ヲ以テ辯護士、法律事務所其ノ他之

ニ類似スル名稱ヲ使用スルコトヲ得ズ